



2024年5月10日

各位

会社名 株式会社 南都銀行  
代表者名 取締役頭取 橋本 隆史  
(コード番号 8367 東証プライム市場)  
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 田原 久義  
(TEL. 0742-27-1552)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、2024年5月10日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第136期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- 業務執行取締役でない取締役が期待される役割を十分に発揮できる環境を整備し、有用な人材の招聘を可能にするため、現行定款第30条（社外取締役との責任限定契約）において、社外取締役のみを対象としている責任限定契約の締結対象範囲を、業務執行取締役でない取締役に拡大するものです。なお、当該変更につきましては、各監査等委員の同意を得ております。
- その他、監査等委員会の運営の柔軟性を確保するため、現行定款第31条（常勤の監査等委員）の文言を一部変更するものです。

#### 2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(社外取締役との責任限定契約) 第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。	(取締役との責任限定契約) 第30条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。
(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。	(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する <u>ことができる</u> 。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月27日(予定)  
定款変更の効力発生日 2024年6月27日(予定)

以上